

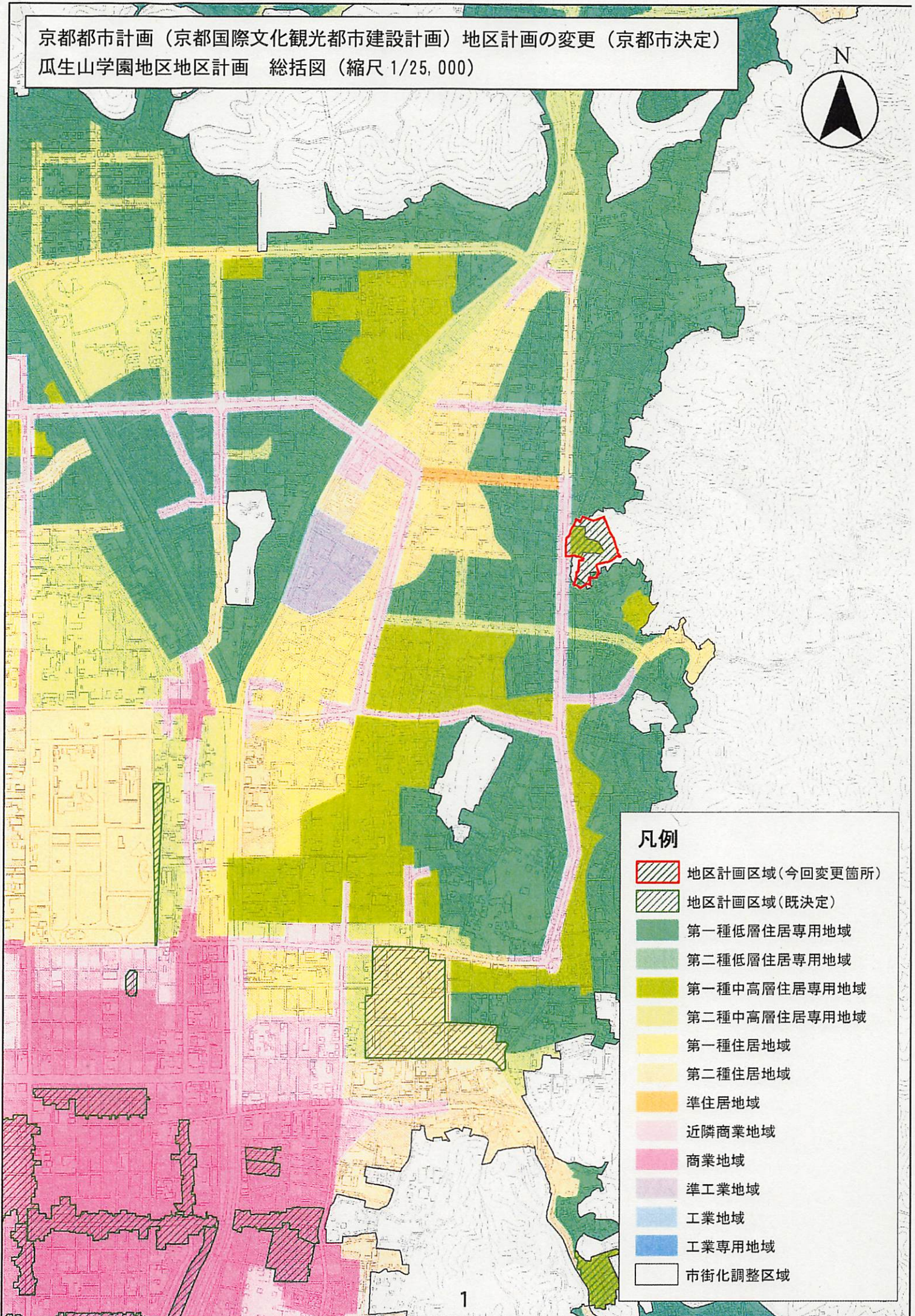
計議第 280 号議案付図

計議第 280 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
地区計画の変更（京都市決定）  
（瓜生山学園地区地区計画）

目	P. 1	計議第 280 号議案	総括図
次	P. 2	計議第 280 号議案	計画図



京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（京都市決定）  
瓜生山学園地区地区計画 総括図（縮尺 1/25,000）

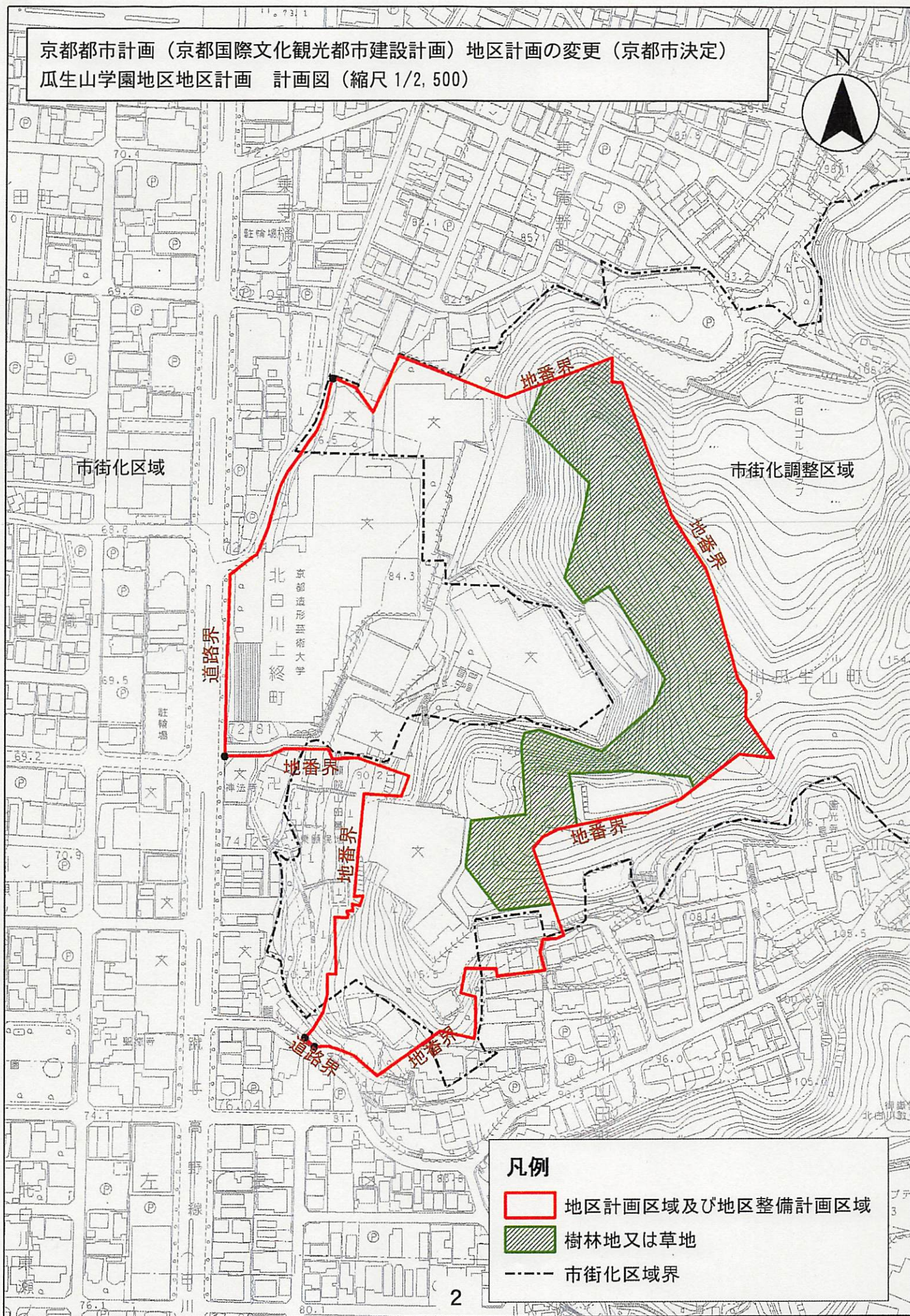


凡例

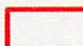

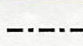
-  地区計画区域(今回変更箇所)
-  地区計画区域(既決定)
-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域
-  市街化調整区域



京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（京都市決定）  
瓜生山学園地区地区計画 計画図（縮尺 1/2,500）



凡例

-  地区計画区域及び地区整備計画区域
-  樹林地又は草地
-  市街化区域界



計議第 280 号議案参考資料 1

計議第 280 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
地区計画の変更（京都市決定）  
（瓜生山学園地区地区計画）

目	P. 1	計議第 280 号議案	理由説明書
次	P. 2	計議第 280 号議案	新旧対照表

## 理由説明書

京都市は、現在38の大学が集積する「大学のまち」「学生のまち」であり、「都市計画マスタープラン」や「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき、大学や研究所等が有する学術研究機能の高度化を伴う整備計画に対する支援を行っているところである。

本地区は、緑豊かな瓜生山の山麓部にあり、広く風致地区や歴史的風土保全区域、北白川周辺特別修景地域に指定された地において、平成13年に地区計画を定め、建築物の用途を大学関連施設に限定することで周辺環境と調和した施設の誘導を図ってきた。

とりわけ、京都造形芸術大学こども芸術学科では、大学関連施設である「こども芸術大学」と連携した保育教育に携わる人材の育成が行われており、文化・芸術を通じて、地域と共存したまちづくりの推進に寄与してきたところである。

本都市計画は、これまで京都造形芸術大学が培った人材育成のノウハウを活かし、文化・芸術を基軸とした特色ある保育教育の環境を拡充することにより、保育の質と量の確保や保育教育者の育成機能の更なる増進を図りつつ、瓜生山等の周辺環境と調和した大学教育環境の更なる充実を図るため、地区計画を変更するものである。

京都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)  
地区計画の変更 (京都市決定)

(新) 都市計画瓜生山学園地区計画を次のように変更する。 ※ 〃で示す箇所が変更箇所

名称	瓜生山学園地区地区計画
位置	京都市左京区北白川瓜生山町、北白川上終町及び北白川山田町の各一部
面積	約 6.6 ヘクタール
地区計画の目標	当地区は、京都市街地の北東部に位置し、緑豊かな瓜生山の山麓部にある。総合芸術大学としての多様な機能を備えた当該地区に対して地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境を確保すると共に周辺の居住環境や自然環境と調和のとれた大学関連施設等の誘導を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	大学関連施設等の整備と並行して空地の緑化を促進する等、周辺環境と調和した土地利用を図る。 また、施設の背面に位置する瓜生山の一部を樹林地又は草地として保全し、自然環境との調和を図る。
建築物等の方針	建築物の用途を大学関連施設等に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止すると共に、建築率、容積率及びびかき又はさくの構造等に制限を加えることにより、周辺の居住環境や自然環境と調和した施設を誘導する。
建築物等の制限	第一種低層住居専用地域以外の地域又は区域にあっては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 寄宿舍 3 保育所 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 5 バス停留所の上屋
建築物等に関する事項	10分の1.0 (用途地域に関する都市計画において定められた容積率 (建築基準法第52条第7項に規定する場合にあっては、同項の規定により算出される容積率) の最高限度の数値が1.0未満である場合を除く。)
建築物の最高限度	10分の3.5
敷き又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り生垣等により緑化を推進する。
土地利用に関する事項	計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。
備考	

「区域、地区整備計画の区域及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、京都市形芸術大学の施設が立地する地区において、文化・芸術を基軸とした特色ある保育教育の環境を拡充することにより、瓜生山等の周辺環境と調和した大学教育環境の更なる充実に資するため、地区計画を変更するものである。

京都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)  
地区計画の補正 (京都市決定)

(旧) 都市計画瓜生山学園地区地区計画を次のように補正する。 ※ 〃で示す箇所が変更箇所

名称	瓜生山学園地区地区計画
位置	京都市左京区北白川瓜生山町、北白川上終町、北白川山田町の各一部
面積	約 6.6 ヘクタール
地区計画の目標	当地区は、京都市街地の北東部に位置し、緑豊かな瓜生山の山麓部にある。総合芸術大学としての多様な機能を備えた当該地区に対して地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境を確保すると共に周辺の居住環境や自然環境と調和のとれた大学関連施設等の誘導を図る。
土地利用の方針	大学関連施設等の整備と並行して空地の緑化を促進する等、周辺環境と調和した土地利用を図る。
建築物等の方針	建築物の用途を大学関連施設等に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止すると共に、建築率、容積率及びびかき又はさくの構造等に制限を加えることにより、周辺の居住環境や自然環境と調和した施設を誘導する。
建築物等の制限	第一種低層住居専用地域以外の地域又は区域にあっては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 寄宿舍 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 4 バス停留所の上屋
建築物等に関する事項	10分の1.0 (用途地域に関する都市計画において定められた容積率 (建築基準法第52条第7項に規定する場合にあっては、同項の規定により算出される容積率) の最高限度の数値が1.0未満である場合を除く。)
建築物の最高限度	10分の3.5
敷き又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り生垣等により緑化を推進する。
備考	

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、建築基準法の改正に伴い、記載内容の補正を行うものである。



計議第280号議案

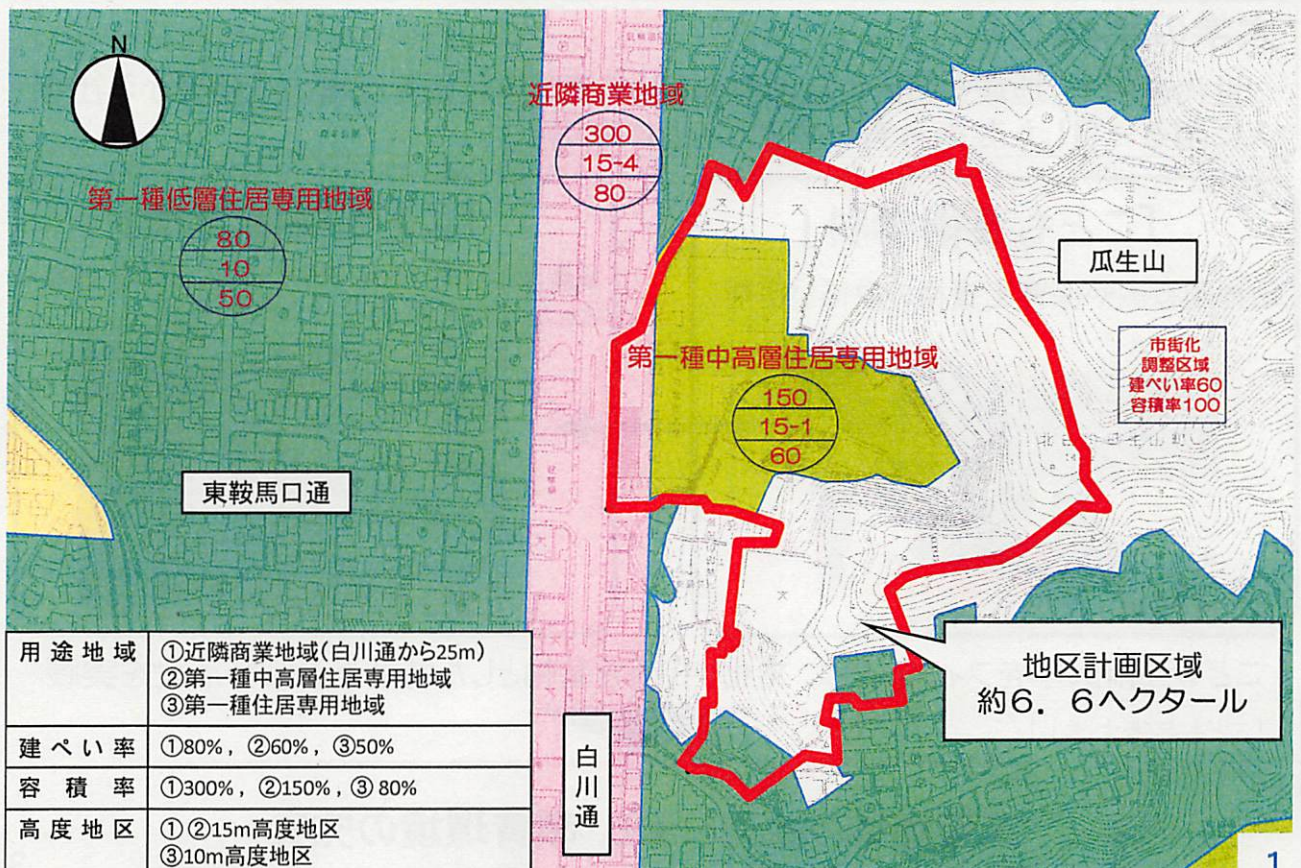
京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

地区計画の変更(京都市決定)

(瓜生山学園地区地区計画)

平成30年7月  
京都市

1 瓜生山学園地区の概要



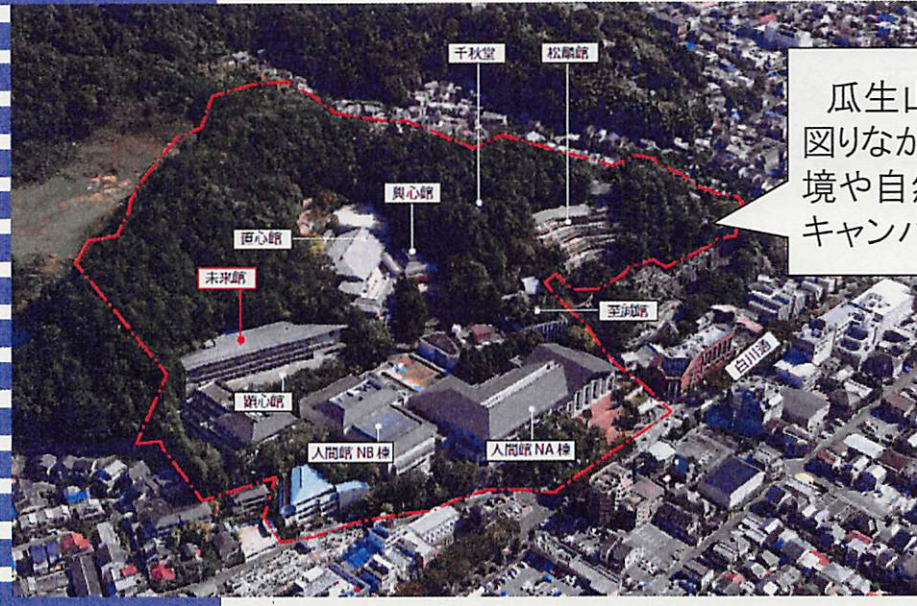


## 2 瓜生山学園地区におけるこれまでの経過

平成12年 4月 京都造形芸術大学が総合芸術大学として再編

京都芸術短期大学(S.52設置)と京都造形芸術大学(H.3設置)が統合

平成13年11月 「瓜生山学園地区地区計画」 決定



瓜生山の樹木の保全を図りながら、周辺の居住環境や自然環境と調和したキャンパスを整備。

2

## 3 瓜生山学園地区における取組

### 大学の使命

世代を超え、地域を超えた芸術運動による更なる発展を目指し、「幼児から社会人に至る一貫した芸術教育の体系づくり」に取り組む。

### 「こども芸術学科」

幼稚園教諭や保育士資格の取得が可能。



### 「こども芸術大学」

3歳から小学校就学前の幼児と親を対象とした、幼児教育を行う大学施設。



こども芸術大学をフィールドに、文化・芸術を基軸とした特色ある保育活動を実践

「こども芸術大学」の施設を活用。

保育機能の拡充による、教育環境の充実

3



## 4 都市計画マスタープランでの位置付け等について

- 大学を中核とする学術研究機能の集積は、本市の特色ある都市機能の1つであり、京都の優れた都市特性。
- 多彩な人材やあらゆる分野の「知」の集積は活力あるまちづくりに欠かせないもの。

### 京都市都市計画マスタープラン

#### 大学のまちとしての土地利用の誘導

- ・ 周辺環境と調和を図りつつ、学術・研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進

4

## 5 瓜生山学園地区地区計画の変更点①

### ■ 地区計画の目標

当地区は、京都市市街地の北東部に位置し、緑豊かな瓜生山の山ろく部にある。総合芸術大学としての多様な機能を備えた当地区に対して地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境を確保するとともに、周辺の住居環境や自然環境と調和のとれた大学関連施設等の誘導を図る。

### ■ 区域の整備・開発及び保全の方針

#### <土地利用に関する方針>

大学関連施設等の整備と並行して空地の緑化を促進する等、周辺環境と調和した土地利用を図る。また、施設の背面に位置する瓜生山の一部を樹林地又は草地として保全し、自然環境との調和を図る。

#### <建築物等の整備の方針>

建築物の用途を大学関連施設等に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止するとともに、建ぺい率、容積率及びかき又はさくの構造等に制限を加えることにより、周辺の居住環境や自然環境と調和した施設を誘導する。

5



## 6 瓜生山学園地区地区計画の変更点②

### ■ 地区整備計画

<建築物等の用途の制限> **変更**

文化・芸術を基軸とした特色ある保育教育の環境を拡充することにより、保育の質と量の確保や保育教育者の育成機能の更なる増進を図り、学術・研究機能の充実を目指す。



大学関連施設に制限していた建築用途に、新たに「保育所」を追加。

現 行	変更後
1 大学	1 大学
2 寄宿舍	2 寄宿舍
3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物	<b>3 保育所</b>
4 バス停留所の上屋	4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
	5 バス停留所の上屋

6

## 7 瓜生山学園地区地区計画の変更点③

### ■ 地区整備計画

・ 土地の利用に関する事項 **新設**

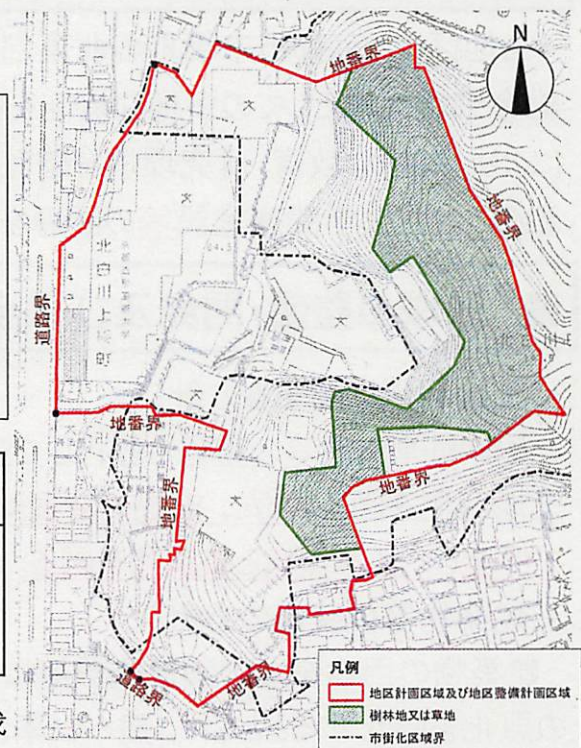
瓜生山の豊かな自然環境の保全を図りながら、周辺環境とも調和した学術研究機能の充実を目指す。



地区計画区域の一部を「樹林地又は草地」として、土地利用を制限

現 行	変更後
—	<u>計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。</u>

※ 現に存する樹林地又は草地等の保全を図るために、伐採(管理行為は除く)や土地の形質の変更を制限します。



7



計議第 281 号議案 付図

計議第 281 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
道路の変更（京都市決定）  
（3・3・184号 鴨川東岸線の変更）

目 次	P. 1	計議第 281 号議案 総括図
	P. 2	計議第 281 号議案 計画図



京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更  
 （3・3・184号 鴨川東岸線）  
 総括図 縮尺S=1/25,000



3・3・184号 鴨川東岸線

**凡例**

- 都市計画道路 変更箇所
- 都市計画道路 既決定
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

変更箇所



京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更  
 (3・3・184号 鴨川東岸線)  
 計画図 縮尺S=1/2,500



- 凡例**
- 都市計画道路 追加区域
  - 都市計画道路 廃止区域
  - 都市計画道路 既決定
  - 都市計画公園・緑地
  - 都市高速鉄道



計議第 281 号議案 参考資料

計議第 281 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
道路の変更（京都市決定）  
（3・3・184号 鴨川東岸線の変更）

目 次	P. 1	計議第 281 号議案 理由説明書
	P. 2	計議第 281 号議案 新旧対照表



## 理由説明書

都市計画道路鴨川東岸線は、鴨川左岸を十条通から出町柳まで南北に結ぶとともに、京都高速道路「新十条通」と都心のアクセス道路として重要な主要幹線道路であり、これまで塩小路通から出町柳までの区間を整備した。

現在は、十条通から塩小路通までの区間で順次整備を進めている。

本都市計画は、都市計画道路鴨川東岸線を一部西側へ変更し、既成市街地環境を保持しつつ、合理的な線形とすることで、都市の健全な発展に寄与するものである。



[新旧対照表]

[新]

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・3・184	鴨川東岸線	京都市東山区福稲下高松町	京都市左京区田中上柳町	京都市東山区五軒町	約6,500m	地表式	4車線	24m	西日本旅客鉄道(株)奈良線と立体交差 東海旅客鉄道(株)東海道新幹線と立体交差 西日本旅客鉄道(株)東海道本線と立体交差 幹線街路と平面交差 13箇所
なお、京都市東山区大橋町、大黒町、新五軒町、五軒町及びび若松町地内に面積約4,200㎡の三条京阪駅前広場を設け、京都市左京区田中上柳町地内に面積約1,950㎡の出町駅前広場を設ける。										

[旧]

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式	幅員	
幹線街路	I・III・25	鴨川東岸線	京都市東山区福稲下高松町	京都市左京区田中上柳町	京都市東山区五軒町	約6,500m	地表式	24m	西日本旅客鉄道(株)奈良線と立体交差 東海旅客鉄道(株)東海道新幹線と立体交差 西日本旅客鉄道(株)東海道本線と立体交差 幹線街路と平面交差 13箇所	一部幅員の変更 歩道の追加 (W=4.5~12m)
なお、京都市東山区大橋町、大黒町、新五軒町、五軒町及びび若松町地内に面積約4,200㎡の三条京阪駅前広場を設け、京都市左京区田中上柳町地内に面積約1,950㎡の出町駅前広場を設ける。										



計議第281号議案

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（京都市決定）  
（3・3・184号 鴨川東岸線）

平成30年7月

京都市

1

鴨川東岸線の概要（全体）

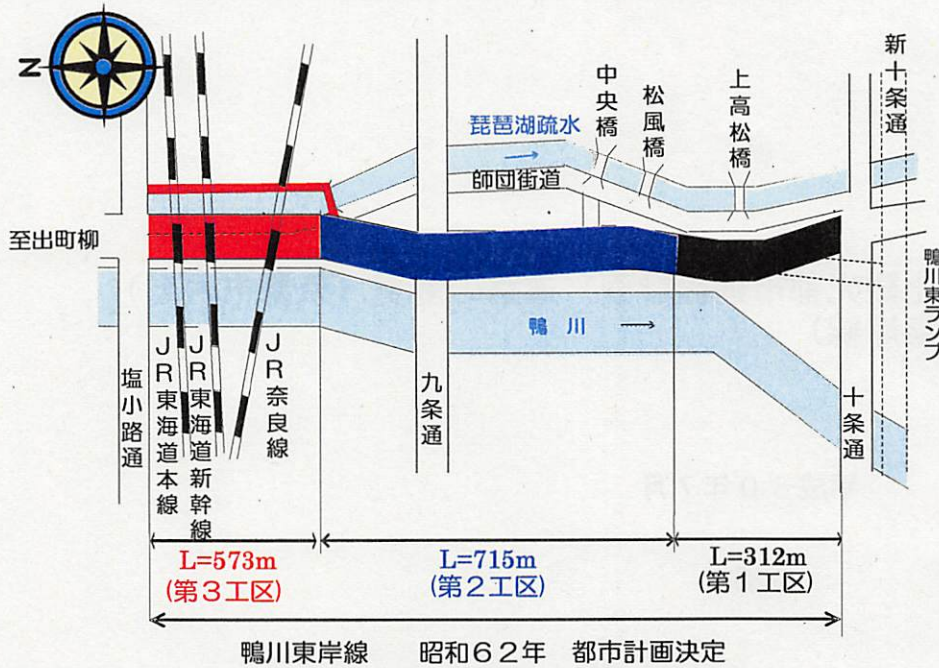


決定年月	区間	変更概要
昭和13年 4月	塩小路通～ 丸太町通	当初決定
昭和25年 7月	塩小路通～ 出町駅前広場	終点の延伸 広場設置
昭和47年 2月	塩小路通～ 出町駅前広場	出町駅前広場の 変更
昭和62年 8月	十条通～ 出町駅前広場	起点の延伸 十条通から塩小路 通までを追加
平成9年 8月	十条通～ 出町駅前広場	三条駅前広場の 変更
平成10年 12月	十条通～ 出町駅前広場	第1工区西側に 歩道を追加
(今回)	十条通～ 出町駅前広場	JR奈良線南側から 塩小路通までの線 形等の変更

2



# 鴨川東岸線の概要（十条通～塩小路通）



事業箇所	事業期間	位置及び内容
第1工区	平成5年～平成22年	十条通～松風橋南側
第2工区	事業中 平成9年～	松風橋南側～JR奈良線南側 (高架橋及び側道整備)
第3工区	平成30年～(予定)	JR奈良線南側～塩小路通 (4車線化整備は七条通～塩小路通を含む)

- 凡例
- : 計画
  - : 事業中
  - : 供用済

## 第3工区の計画の見直し

### 昭和62年都市計画決定時の計画

琵琶湖疏水を東側へ移設し、道路を4車線化する計画であり、用地取得及びJR橋脚の移設に相応の事業費を要するとともに、琵琶湖疏水東側の既成市街地への影響が大きい計画。

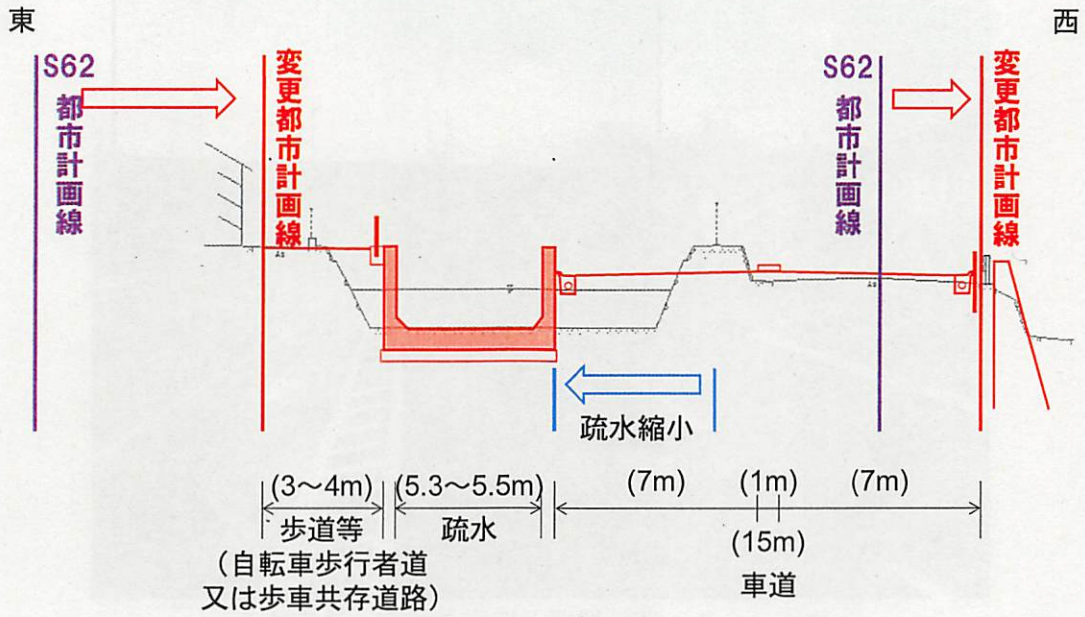


### 計画の見直し

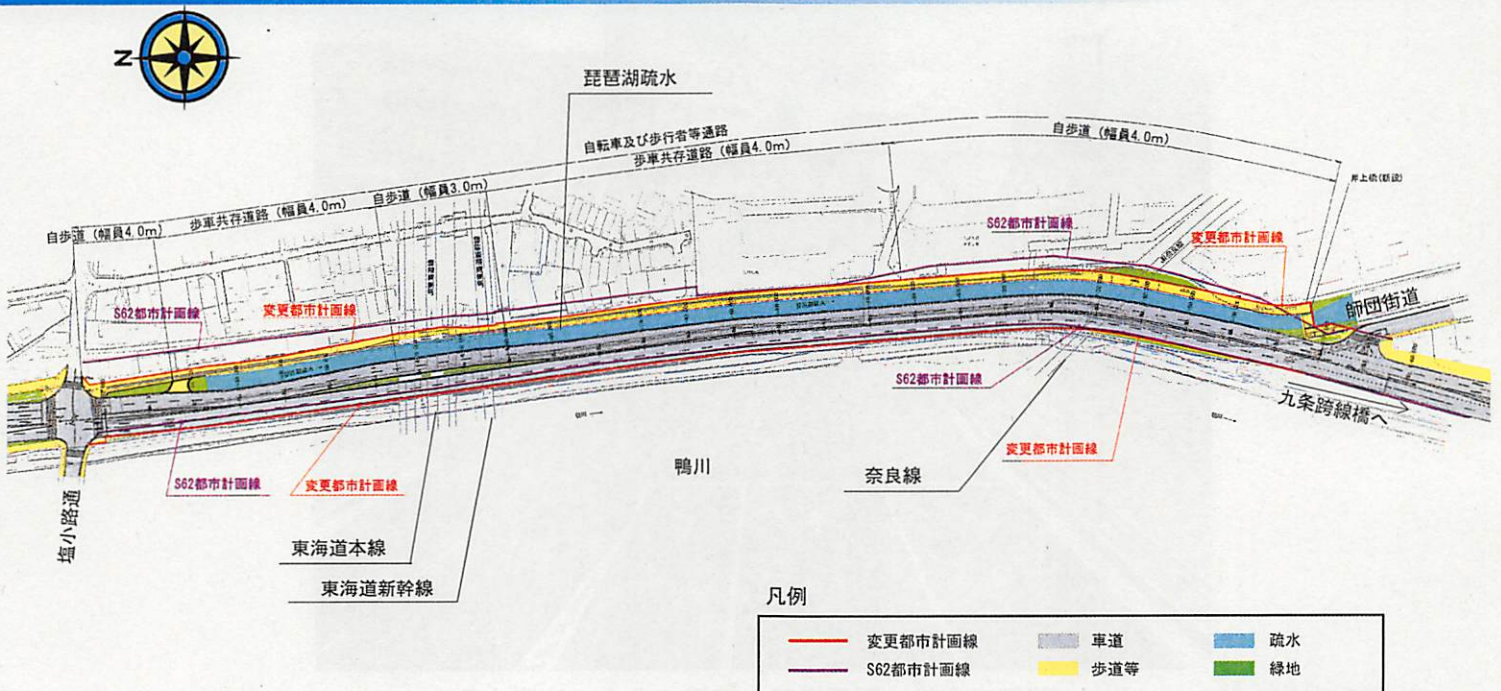
都市計画道路の位置を西側へ移動し、必要な流下能力を確保したうえで琵琶湖疏水の構造を見直し幅を縮小することにより、車線数を変更せずに、JR橋脚の移設を行わない計画とするとともに琵琶湖疏水東側の住宅地の用地取得をごく一部とすることで、既成市街地への影響を最小限に抑える計画とする。



# 計画見直し後の断面図



# 計画見直し後の平面図





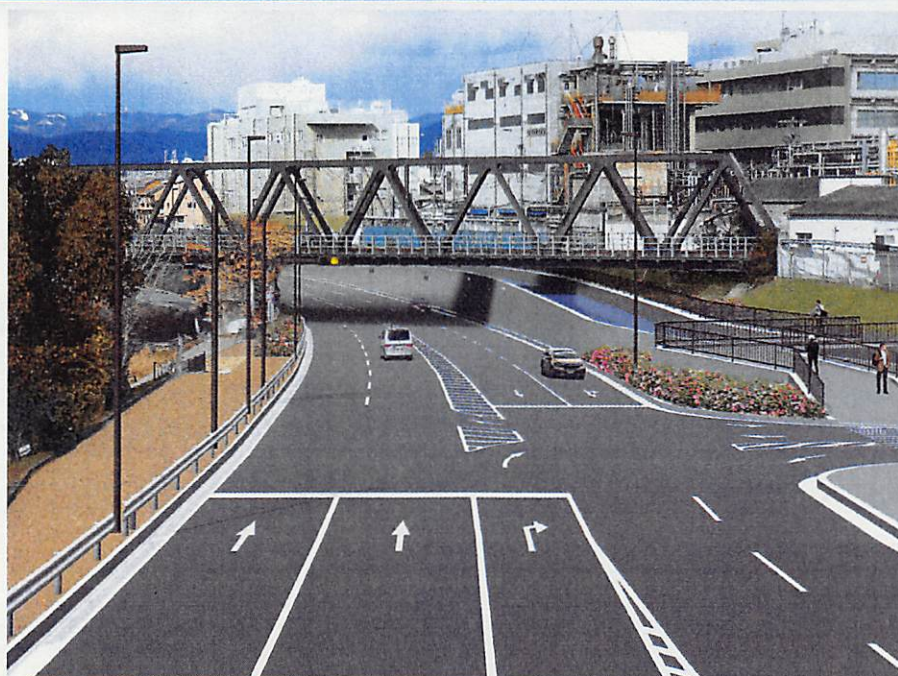
## 計画見直し後の完成イメージ図（塩小路通より）



詳細は今後、関係機関と協議のうえ、決定する。

7

## 計画見直し後の完成イメージ図（JR奈良線南側より）



詳細は今後、関係機関と協議のうえ、決定する。

8



# 都市計画の変更（計画書）

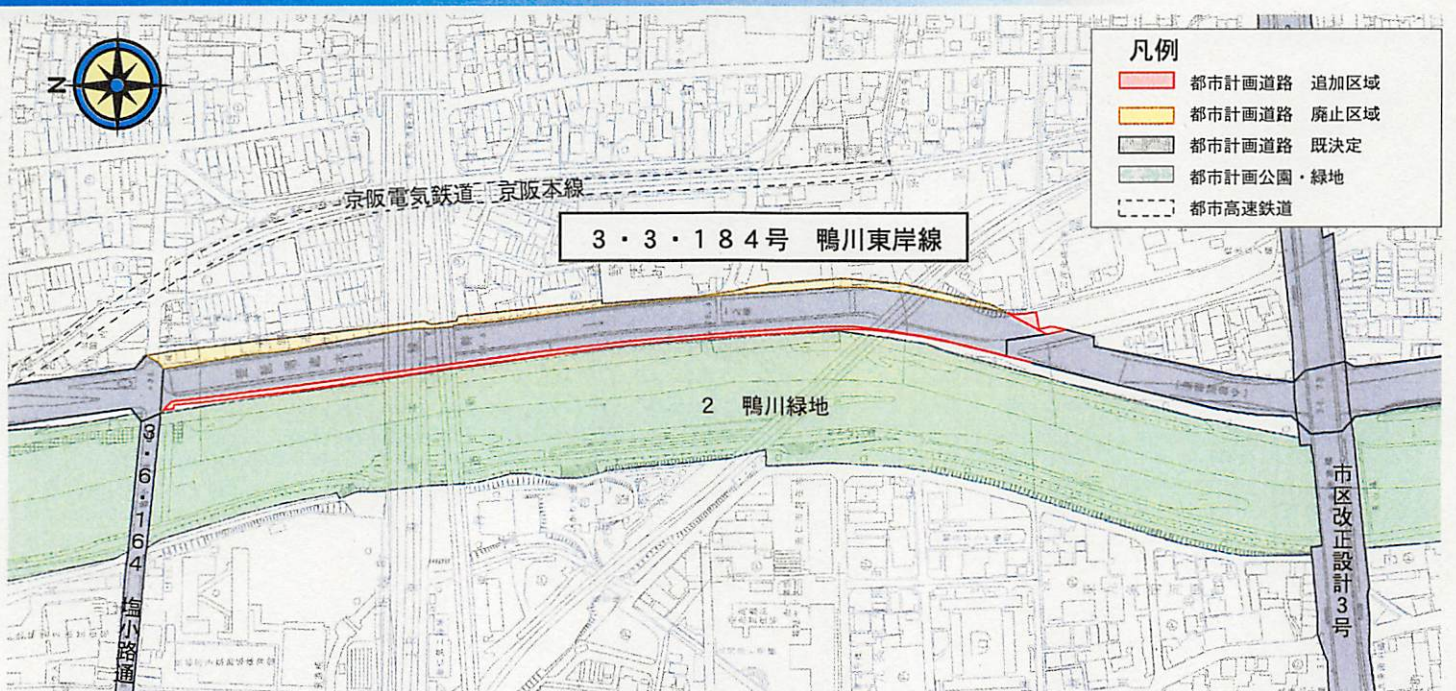
赤文字:今回変更箇所

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・184	鴨川東岸線	京都市東山区福稲下高松町	京都市左京区田中上柳町	京都市東山区五軒町	約6,500m	地表式	4車線	24m	西日本旅客鉄道(株)奈良線と立体交差 東海旅客鉄道(株)東海道新幹線と立体交差 西日本旅客鉄道(株)東海道本線と立体交差 幹線街路と平面交差13箇所	
<p>なお、京都市東山区大橋町、大黒町、新五軒町、五軒町及び若松町地内に面積約4,200㎡の三条京阪駅前広場を設け、京都市左京区田中上柳町地内に面積約1,950㎡の出町駅前広場を設ける。</p>											

「名称」の内、番号の意味

3	3	184
道路の区分 (幹線街路)	道路の規模 (幅員22m以上 30m未満のもの)	一連番号

# 都市計画の変更（計画図）





# 計画見直し後の平面図



琵琶湖疏水

自歩道 (幅員4.0m)

自転車及び歩行者等通路  
歩車共存道路 (幅員4.0m)

自歩道 (幅員3.0m)

歩車共存道路 (幅員4.0m)

自歩道 (幅員4.0m)

S62都市計画線

変更都市計画線

S62都市計画線

変更都市計画線

S62都市計画線

変更都市計画線

東海道本線

東海道新幹線

鴨川

奈良線

S62都市計画線

変更都市計画線

S62都市計画線

変更都市計画線

師岡街道

九条跨線橋

岸上橋(暫設)

凡例

- 変更都市計画線 (Red line)
- S62都市計画線 (Blue line)
- 車道 (Grey line)
- 歩道等 (Yellow line)
- 疏水 (Blue area)
- 緑地 (Green area)

